

長期収載品の選定療養費について

改正：2024年10月1日

長期収載品（後発医薬品が存在する、先発医薬品）の処方において、患者さんが先発医薬品を希望される場合は、選定療養の対象となります。

後発医薬品の薬価を差し引いた価格の4分の1相当にあたる料金を特別の料金として徴収させていただきます。

なお、院外処方になりますので、保険薬局さんでお支払いいただきます。

※医療上必要があると認められる場合は、従来通り保険給付の対象となります。

厚生労働省の規則に則り、改正させていただきます。
ご理解いただきますようお願いいたします。

厚生労働省（令和6年3月27日告示）

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について